電子ジャーナル利用契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）は、電子ジャーナルの利用等に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　受注者は、発注者に対し以下とおりの電子ジャーナルを利用させるものとする。

（１）品目及び数量等　JMLA/JPLA 会員館対象「2027 年版オックスフォード・ジャーナルコレクション Medicine /Life Science コレクション」

（２）提　供　場　所　埼玉県立大学及び埼玉県立大学大学院サテライトキャンパス

（３）契　約　期　間　2027 年１月１日から 2027 年 12 月 31 日までとする。

（４）利　用　範　囲　埼玉県立大学教職員、大学院学生、学部学生及びその他埼玉県立大学内において、教育、研究等に従事する者は、教育、研究及び学習のためにのみ、閲覧、複製を行うことができるものとする。

（５）契　約　金　額　年額　　円

〔内訳〕

１月～3 月	リバースチャージ対象額	円
	その他対象額	円
	消費税及び地方消費税額	円
４月～12 月	リバースチャージ対象額	円
	その他対象額	円
	消費税及び地方消費税額	円

２　前項の金額にかかわらず、契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の税率によるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（契約保証金）

第３条　契約保証金は次のとおりとする。

契約金額の１０分の１以上（又は免除）

（監督及び中間検査）

第４条　発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と協議の上、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督し、または中間検査をすることができる。

（利用の開始及びその届け出等）

第５条　受注者は、この電子ジャーナルの利用が開始されたとき及び終了したときは、速やかにその旨を発注者に届け出なければならない。

（検査）

第６条　発注者は、前条の規定による届け出を受けた日から 10 日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

２　受注者は、発注者から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。

３　第１項の検査に直接必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

（代金の支払い）

第７条　発注者は、受注者の適法な代金請求書に基づき、次により支払うものとする。

（１）受注者は 2027 年 1 月から 3 月利用分については、2027 年 2 月末日までに発注者に請求し、発注者は 2027 年 3 月末日までに受注者の指定する金融機関口座に支払う。

（２）受注者は 2027 年 4 月から 12 月利用分については、2027 年 5 月末日までに発注者に請求し、発注者は 2027 年 6 月末日までに受注者の指定する金融機関口座に支払う。

（契約残期間の保証の担保）

第８条　受注者は、一括前払いを受ける上で発注者に対し第１条に記載されている契約残期間の保証を担保するものとする。

（障害等の対応）

第９条　障害が発生した場合は、受注者は速やかに回復の措置を講ずることとする。また、受注者は発注者に電子ジャーナルに関する情報を提供すること。

（秘密の保持）

第 10 条　発注者は、受注者から提供を受けるデータ及びこれに付随する技術情報等の、受注者の所有に属する知的財産について、その取扱にあたっては慎重な注意を持って、秘密の保持に努めるものとする。

２　前項の守秘義務は公知になった事項については摘要されないものとする。

３　受注者はこの契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（履行遅延による違約金）

第 11 条　受注者は、契約の履行遅延があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年 3.0 パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

（発注者の催告による契約の解除）

第 12 条　発注者は、受注者がこの契約に基づく義務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（発注者の催告によらない契約の解除）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

（２）この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

（４）契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。

（７）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　発注者は、第１項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議してこの契約を解除することができる。

（予算の削減又は削除に伴う解除等）

第 14 条　この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る埼玉県立大学予算の削減又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更、又は解除することができる。

（発注者の損害賠償義務等）

第 15 条　発注者は、故意又は重大な過失により、この電子ジャーナルを損傷したときは、その損害に相当する金額を受注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償義務等）

第 16 条　第 12 条及び第 13 条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

（１）契約保証金が免除されているとき、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

（２）契約保証金が納付されているとき、当該契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の 10 分の１に相当する額に満たないときは、受注者は、その不足額を違約金として発注者の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

２　前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、受注者は、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に支払わなければならない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第 17 条　この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき契約金額の 10 分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

（１）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項又は第８条の３の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第 89 条第１項に規定する刑が確定したとき。

（３）この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６に規定する刑が確定したとき。

２　受注者は、発注者に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　受注者は、前２項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年 3.0 パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第 18 条　受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行

に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

２　受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（疑義等の決定）

第 19 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれ、その１通を所持する。

2026 年　　月　　日

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

発注者　　公立大学法人埼玉県立大学

理事長　　田中　滋

受注者